

介護保険特別会計について

介護保険は、高齢化が進行する中で、誰もが直面することとなる介護の問題を社会全体で支えていく社会保障制度です。

40歳以上の方を加入者（被保険者）として、被保険者からの保険料と公費を財源に、要介護又は要支援の認定を受けた方が利用する介護サービス又は介護予防サービス等に要した費用について、原則90パーセントを給付するものです。

なお、歳入歳出当初予算額は13,574,754,000円であり、対前年度比9.31パーセントの増となりました。以降2回の補正を行い、最終予算額を14,165,521,000円としました。予算現額に対する収入済額は13,197,110,657円で、収入割合は93.16パーセントでした。また、支出済額は12,412,114,321円で、執行率は87.62パーセントでした。予算の推移は次のとおりです。

予 算 の 推 移

(単位 千円)

区 分	当初予算額及び 補正前の額	補 正 額	合 計	備 考
当 初	13,574,754	—	13,574,754	令和6年3月14日議決
第 1 号	13,574,754	614,825	14,189,579	令和6年9月30日議決
第 2 号	14,189,579	△24,058	14,165,521	令和7年3月18日議決

歳 入

1 介護保険料

65歳以上の被保険者（第1号被保険者）の保険料は、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護サービス費用の見込額を基に算出した基準額から割り出されたもので、標準給付費の23パーセント（当市は28パーセント）に相当する額です。当市の保険料基準額は月額5,625円であり、この基準額に基づき13段階の保険料額を定めているものです。

第1号被保険者の保険料の調定額は3,272,014,500円であり、収入済額は3,212,440,450円になりました。保険料の状況は、次のとおりです。

第1号被保険者の介護保険料の収納状況

現年度賦課分

徴収区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
特別徴収保険料	2,941,377,900 ^円	2,944,248,300 ^円	0 ^円	0 ^円	100%
普通徴収保険料	288,457,600	263,695,900	0	24,945,000	91.35
合 計	3,229,835,500	3,207,944,200	0	24,945,000	99.23

※ 還付未済額（特別徴収保険料2,870,400円、普通徴収保険料183,300円）

滞納繰越分

徴収区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
普通徴収保険料	42,179,000円	4,496,250円	19,746,600円	17,937,050円	10.66%

※ 還付未済額（普通徴収保険料900円）

2 国庫支出金

国庫支出金は、国庫負担金として介護給付費負担金が、国庫補助金として調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金、介護保険災害臨時特例補助金が交付されたものです。

介護保険制度は、介護サービスに要した費用の原則90パーセントを保険給付費として給付するものですが、介護給付費負担金は、この保険給付費の20パーセント（施設サービス等に係る給付費については15パーセント）が交付されるものです。

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業で構成されています。介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定者などを対象に市独自の基準による訪問型サービス、通所型サービス等を実施しています。包括的支援事業は、社会保障充実分として①在宅医療・介護連携推進事業、②認知症施策推進事業、③地域ケア会議推進事業を実施しています。また、任意事業は、高齢者のニーズを踏まえ実施しているもので、地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の20パーセント、包括的支援事業・任意事業に要した費用の38.5パーセントが交付されるものです。

介護保険災害臨時特例補助金は、東日本大震災で被災し当市へ転入（福島第一原子力発電所の事故

に伴う避難指示区域からの転入者)された被保険者に、当市が実施した介護保険料、介護サービスを利用した際の一部負担金の減免措置の所要額に対し交付されたものです。

交付決定額は、国庫負担金が1,944,809,103円、国庫補助金が308,399,200円(調整交付金214,614,000円、地域支援事業交付金58,619,200円、保険者機能強化推進交付金9,818,000円、介護保険保険者努力支援交付金25,315,000円、介護保険災害臨時特例補助金33,000円)、合計2,253,208,303円でした。

3 県支出金

県支出金は、県負担金として介護給付費負担金が、県補助金として地域支援事業交付金が、交付されたものです。

介護給付費負担金は、保険給付費の12.5パーセント(施設サービス等に係る給付費については17.5パーセント)が交付されるものです。

地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の12.5パーセント、包括的支援事業・任意事業に要した費用の19.25パーセントが交付されるものです。

交付決定額は、県負担金が1,653,233,209円、県補助金が32,194,729円、合計1,685,427,938円でした。

4 支払基金交付金

支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金が、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものです。

介護給付費交付金は、各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金に納付された40歳以上65歳未満の被保険者(第2号被保険者)の保険料について、各保険者に定率で交付されるものであり、保険給付費の27パーセントに相当する額です。

地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の27パーセントが交付されるものです。

交付決定額は、3,084,603,161円(介護給付費交付金3,029,399,161円、地域支援事業交付金55,204,000円)でした。

5 財産収入

財産収入は、介護保険給付費等準備基金の運用に伴う利子365,656円でした。

6 繰入金

繰入金は、一般会計繰入金及び介護保険給付費等準備基金繰入金です。

一般会計繰入金は保険給付費の12.5パーセント、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の12.5パーセント、包括的支援事業・任意事業に要する費用の19.25パーセントのほか、制度運営事務経費及びその他経費に充当する分として繰り入れるものです。

介護保険給付費等準備基金繰入金は、保険給付費に対する第1号被保険者保険料の負担割合の不足分を補うため繰り入れるものです。

繰入額は、一般会計繰入金2,004,257,716円（介護給付費分1,616,426,000円、地域支援事業費分38,821,000円、事務費分211,699,000円、低所得者介護保険料軽減負担金分128,783,800円、重層的支援体制整備事業費分8,527,916円）、介護保険給付費等準備基金繰入金が350,000,000円でした。

7 繰越金

前年度からの繰越額は、606,296,269円でした。

8 諸収入

諸収入は、第1号被保険者の延滞金として119,900円、市預金利子として194,024円をそれぞれ受け入れました。